

重要事項説明書

(訪問看護)

(予防訪問看護)

(医療保険)

株式会社すこやか

重 要 事 項 説 明 書

(訪問看護・予防訪問看護サービス・医療保険)

当事業所は契約に基づき訪問看護サービスまたは予防訪問看護サービスを提供します。 (医療保険による訪問看護サービス含む)

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社すこやか
主たる事務所の所在地	札幌市白石区北郷2条7丁目5番9号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 貝沼 吉彦
電話番号	011-871-7750

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護cozyすこやか		
サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護サービス		
事業所の所在地	〒062-0904 札幌市豊平区豊平4条3丁目3-2 さんぱちビルⅡ 2階		
電話番号	011-598-7363		
指定年月日・事業所番号	令和6年11月1日指定	0160592143	
管理者の氏名	山崎 理美		
通常の事業の実施地域	札幌市全区		
併設事業所	ケアpropすこやか（居宅介護支援事業所） ヘルパーステーションすこやか豊平（訪問介護事業所）		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

3. 運営の方針

訪問看護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう健康状態の観察、療養上の世話、医療機器の管理・処置、医療・介護の相談、その他日常生活上の世話を提供します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制等

職種	人員	資格保有の内容
管理者	1名	看護師（訪問看護員を兼務する）
訪問看護員等	2. 5名以上	看護師・保健師

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（12月30日から1月3日までを除く）
営業時間	8：30～17：30 夜間・緊急時はオンコール対応

6. 提供するサービスの内容及び費用

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	利用者に係るサービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 看護介護行為（バイタルチェック・身体保護・療養指導） ② 医療的処置（人工肛門、胃瘻、排せつ管理ケア等） ③ リハビリ援助行為（拘縮予防、嚥下体操、認知症予防指導） ④ 介護者の支援（介護方法の指導等）

(2) サービス利用料 (別紙)

(3) 支払方法

利用料は、下記の口座振替によりお支払いいただきます。所定の手続きをお願いしております。
ご協力お願いします。

支払期限：サービス利用月の翌月末日

a. ゆうちょ銀行(郵便局)	翌月20日
b. その他金融機関	翌月22日 一部取扱いのない金融機関もあります。

・振込を希望する場合は下記口座にお願いします。（振込手数料はお客様負担です）

金融機関：北陸銀行豊平支店 普通預金 6086311

名義：株式会社すこやか 代表取締役 貝沼吉彦 (カミナガヨシヒコ)

(4) その他（交通費）

介護保険：通常の事業実施地域以外の地域についてのみ、交通費（実費相当）が必要となります。

（該当する場合別途説明します。）

医療保険：200円/回

(5) キャンセル料

時間	キャンセル料	備考
利用日の前営業日 17:00まで	不要	
上記時間以降	¥1,500	利用者の急病や、急な入院、特別な事情の場合はかかりません。

7. 相談窓口、苦情対応

当事業所の受付先	電話番号 011-598-7363 対応時間 8:30～17:30 苦情解決責任者 山崎 理美
豊平区役所 保健福祉課	電話番号 011-822-2400 対応時間 9:00～17:15
北海道国民健康保険団体連合会	電話番号 011-231-5161 利用時間 9:00～17:00

受付後の苦情処理の体制・手順

担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に

必ず引き継ぎを行う。

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当の訪問看護員からも事情を確認する。
- ・管理者が必要であると判断した場合は、統括部長まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず統括部長まで処理結果を報告する。）
- ・検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（利用者への謝罪など）
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

(2) その他参考事項

- ・利用者等からの苦情や不満が制度上の理解や誤解によると思われる場合は、その旨を説明し、必要に応じて資料を提供する等、理解を得られるように努める。

8. 緊急及び事故発生時の対応等

(1) サービスの実施中に利用者の身体状況が急変した場合や事故が発生した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡して指示を求める等、必要な措置を講じます。また利用者家族等の緊急連絡先への連絡も同時に行います。

また、サービスの提供により事故が発生した場合、当方の責めに帰すべく事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。事故発生時にとった措置は管理者に報告するとともに記録し、再発防止に努めます。

ご家族 氏名 _____ 続柄 _____
連絡先 _____

主治医 医療機関名 _____ 担当医 _____
電話番号 _____

居宅支援事業所 _____ 担当者 _____
電話番号 _____

(2) サービス提供時における緊急時の連絡先及び対応可能時間

サービス提供時における 当社緊急時連絡先	札幌市豊平区豊平4条3丁目3-2 さんばちビルⅡ 訪問看護cozyすこやか 電話番号 /011-598-7363 対応時間/ 8:30～17:30
-------------------------	---

9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止に関する担当者を選定します。また、虐待防止のための指針を整備し、研修や委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 衛生管理等

訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。また 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう指針を整備し、研修及び訓練や委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。

11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画や非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、従業者に周知します。

12. ハラスメント

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、緊急性や非代替性、一時的な対応であるかに留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

上記の重要事項の説明を受けました。

（事業者）

（利用者）

札幌市豊平区豊平4条3丁目3-2 さんばちビルⅡ

訪問看護cozyすこやか

印

説明者

利用料およびその他の費用(訪問看護・予防訪問看護サービス)R6.6報酬改定版

1. 介護保険の給付対象となる利用料及び利用者負担額は下記の通りです。

【基本料金】

	サービス項目	時間	単位	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問看護	訪問看護 I 1	~19分	314	321	641	962
	訪問看護 I 2	20分~29分	471	481	962	1,443
	訪問看護 I 3	30分~59分	823	841	1,681	2,521
	訪問看護 I 4	60分~89分	1,128	1,152	2,304	3,455
	※理学療法士等による訪問	20分~39分(週6回まで)	294	301	601	901
		40分~59分(週3回まで)	588	601	1,201	1,801
		60分以上(週2回まで)	882	901	1,801	2,702
予防訪問看護	訪問看護 I 1	~19分	303	310	619	928
	訪問看護 I 2	20分~29分	451	461	921	1,382
	訪問看護 I 3	30分~59分	794	811	1,622	2,432
	訪問看護 I 4	60分~89分	1,090	1,113	2,226	3,339
	※理学療法士等による訪問	20分~39分(週6回まで)	284	290	580	870
		40分~59分(週3回まで)	568	580	1,160	1,740
		60分以上(週2回まで)	852	870	1,740	2,610
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所と連携	1月につき	2,961	3,024	6,047	9,070	

※准看護師が行う訪問看護の場合は、保健師・看護師が行う場合の90%で単位計算されます

【割増料金】

	時間	割増料金
夜間・早朝	18:00~22:00/6:00~8:00	25%増
深夜	22:00~6:00	50%増

【各種加算料金】

	単位	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
特別管理加算(Ⅰ)※1月につき	500	511	1,021	1,532
特別管理加算(Ⅱ)※1月につき	250	256	511	766
ターミナルケア加算※死亡月	2,500	2,553	5,105	7,658
複数名訪問看護加算(30分未満)	254	260	519	778
複数名訪問看護加算(30分以上)	402	411	821	1,232
長時間訪問看護加算※1回につき	300	307	613	919
初回加算(Ⅰ)※ ¹ 初回月	350	358	715	1,072
初回加算(Ⅱ)※ ¹ 初回月	300	307	613	919
退院時共同指導加算	600	613	1,226	1,838
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	586	1,172	1,758
看護体制強化加算(Ⅰ)※ ² 1月につき	550	562	1,123	1,685
看護体制強化加算(Ⅱ)※ ² 1月につき	200	205	409	613
看護体制強化加算・介護予防※1月につき	100	102	205	307
サービス提供体制加算※ ² 1回につき	6	7	13	19

※1 初回加算(Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保健施設から
退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合

※1 初回加算(Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保健施設から
退院又は退所した2日目以降に初回の指定訪問看護を行った場合

※2 当該加算の体制・人材要件を満たす場合

2. 介護保険以外の料金

【キャンセル料金】

前営業日17時まで連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合	1,500円
---------------------------------	--------

※ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません

【交通費】

通常の事業実施地域以外の地域についてのみ、交通費(実費相当)が必要となります。

(該当する場合別途説明します。)

【その他の利用料】

死後の処置料金(死後の処置を希望した場合)	11,000円
-----------------------	---------

3. 算定方法

※ 負担割合証に記載されている負担割合になります。

※ 利用料金は地域単価(10.21)を掛けた金額です。

4. 1か月のご利用料の目安

サービス内容	回数 / 月	金額
訪問看護()分未満	回	
訪問看護()分未満	回	
理学療法士等による訪問	回	
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	586・1172・1758 円/月	
特別管理加算(Ⅰ)	511・1021・1532 円/月	
特別管理加算(Ⅱ)	256・511・766 円/月	
初回加算(Ⅰ)	358・715・1072 円/月	
初回加算(Ⅱ)	307・613・919 円/月	
退院時共同指導加算	613・1226・1838 円/月	
合計		

利用料およびその他の費用(医療保険・訪問看護)R6.6報酬改定版

1. 医療保険の給付対象となる利用料及び利用者負担額は下記の通りです。

【ア 基本療養費】

項目		利用料金	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)	
訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保健師	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	週3日まで	5,050	505	1,010	1,515
		週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550	555	1,110	1,665	
(1)同一1人ないし2人						
訪問看護基本 療養費(Ⅱ) ※同一建物居 住者で同一日 複数者	看護師・保健師	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	週3日まで	5,050	505	1,010	1,515
		週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550	555	1,110	1,665	
(2)同3人以上						
看護師・保健師	週3日まで	2,780	278	556	834	
		週4日目以降	3,280	328	656	984
	准看護師	週3日まで	2,530	253	506	759
		週4日目以降	3,030	303	606	909
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		2,780	278	556	834	
基本療養費(Ⅲ)	入院患者外泊中の訪問看護※	(管理療養費なし) 8,500	850	1,700	2,550	

※特掲診察料 別表第7・第8該当者、外泊に当たり訪問看護が必要と認められる者

【イ 訪問看護基本療養費の加算】

項目	制限	加算金額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
緊急時 訪問看護加算	1日につき (1回限り)	月14日目まで 2,650	265	530	795
		月15日目以降 2,000	200	400	600
難病等複数回 訪問加算	1日2回の場合	(1)同一建物内1人又は2人 4,500	450	900	1,350
		(2)同一建物内3人以上 4,000	400	800	1,200
1日3回の場合		(1)同一建物内1人又は2人 8,000	800	1,600	2,400
		(2)同一建物内3人以上 7,200	720	1,440	2,160
長時間訪問看護加算	90分を超える場合 ※1回につき	5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算 (6歳未満)	1日につき	別に厚生労働大臣が定める 1,800	180	360	540
		上記以外の場合 1,300	130	260	390
複数名訪問看 護加算	イ. 看護師と訪問(1日/週)	(1)同一建物内1人又は2人 4,500	450	900	1,350
		(2)同一建物内3人以上 4,000	400	800	1,200
	ロ. 准看護師と訪問(1日/週)	(1)同一建物内1人又は2人 3,800	380	760	1,140
		(2)同一建物内3人以上 3,400	340	680	1,020
ハ. その他職員と訪問(3回/週)	(1)同一建物内1人又は2人 3,000	300	600	900	
		(2)同一建物内3人以上 2,700	270	540	810
	二. その他職員 (看護師等又は看 護補助者)と訪問 (厚生労働大臣が 定めた疾病等別表 七、八と特別看護 指示書の期間は制 限なし)	(1)同一建物内1人又は2人 3,000	300	600	900
		(2)同一建物内3人以上 2,700	270	540	810
二. その他職員 (看護師等又は看 護補助者)と訪問 (厚生労働大臣が 定めた疾病等別表 七、八と特別看護 指示書の期間は制 限なし)	(1)同一建物内1人又は2人 6,000	600	1,200	1,800	
		(2)同一建物内3人以上 5,400	540	1,080	1,620
	(3)同一建物内1人又は2人 10,000	1,000	2,000	3,000	
		(2)同一建物内3人以上 9,000	900	1,800	2,700
夜間・早朝訪問 看護加算 または 深夜訪問看護 加算	夜間(18~22時)、早朝(6~8時)	2,100	210	420	630
	深夜(22~6時)	4,200	420	840	1,260

【ウ 訪問看護管理療養費】

項目	制限	加算金額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	776	1,552	2,328
	2日目以降(Ⅰ)	3,000	300	600	900
	2日目以降(Ⅱ)	2,500	250	500	750
24時間対応体制加算	※月1回	6,520	652	1,304	1,956
退院時共同指導加算	※2回まで	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	1回	6,000	600	1,200	1,800
	長時間	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者緊急時等カフアレス加算	※月2回まで	2,000	200	400	600
在宅患者連携指導加算	※月1回	3,000	300	600	900
看護・介護職員連携強化加算	※月1回	2,500	250	500	750
特別管理加算	I:重症度等の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500
	II:上記以外	2,500	250	500	750
特別管理指導加算	※月1回 退院時共同指導 加算に上乗せ、一回限り	2,000	200	400	600
専門管理加算	※月1回	2,500	250	500	750
医療DX加算	※月1回	50	5	10	15

【エ 訪問看護情報提供療養費】

項目	制限	加算金額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問看護情報提供療養費 ※月一回	I:市町村	1,500	150	300	450
	II:学校等	1,500	150	300	450
	III:保健医療機関等	1,500	150	300	450

【オ ターミナルケア療養費】

項目	制限	加算金額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問看護ターミナルケア療養費 ※死亡月に算定	I:	25,000	2,500	5,000	7,500
	II:	10,000	1,000	2,000	3,000

【カ 訪問看護ベースアップ評価料】

訪問看護ベースアップ料	加算金額	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
-------------	------	---------	---------	---------

2. 介護保険以外の料金

【ア キャンセル料金】

前営業日17時まで連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合	1,500
---------------------------------	-------

※ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません

【イ 交通費】

サービス提供につき 1回あたり	200
-----------------	-----

【ウ 休日料金】

土・日 及び 年末年始(12/30~1/3)	3,000
------------------------	-------

【エ 90分を超える訪問看護 1時間につき】※イ 長時間訪問看護加算の対象者で、週2回目以降の訪問時に90分を超えた場合のみ

平日	土日・年末年始
----	---------